

深 夜 電 力

(選 択 供 給 条 件)

2026年11月 1 日 実施

九 州 電 力 株 式 会 社

深夜電力 目次

1	選択供給条件の変更	1
2	契約期間	2
3	契約電力	2
4	供給条件	3
5	深夜電力	4
6	第2深夜電力	5
7	その他	5
附	則	7

1 選択供給条件の変更

- (1) 当社は、契約期間中であっても、次の場合には、この選択供給条件を変更することがあります。この場合、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の選択供給条件によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ その他、変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) (1)の場合、当社は、選択供給条件の変更内容について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

- (3) お客さまは、(1)に定めるこの選択供給条件の変更に異議がある場合は、契約期間中であってもこの選択供給条件による契約を将来に向かって解約することができます。

2 契 約 期 間

- (1) 契約期間は、料金適用開始の日（需給契約の変更にかかる料金適用開始の日を含みます。）以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間を契約期間満了の日の翌日から1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。

- (3) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

3 契 約 電 力

契約電力は、次によって定めます。

- (1) 契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は、次によるものといたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。

イ 契約負荷設備の総入力

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について標準供給条件別表5

(契約電力の算定方法) (1)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

ロ 契約受電設備の総容量

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について標準供給条件別表5 (契約電力の算定方法) (2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

ただし、電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は、次の(イ)によってえた値について標準供給条件別表5 (契約電力の算定方法) (2)に準じて算定してえた値と(ロ)によってえた値との合計といたします。

- (イ) 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計
- (ロ) 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量と(イ)で差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計

(2) 契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

4 供 給 条 件

- (1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 契約上電気を使用できる時間 (以下「契約使用時間」といいます。) 以外の時間は、当該一般送配電事業者等は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
- (3) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

- (4) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。

5 深夜電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて，次のいずれにも適合するお客さまで，当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ 原則として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要であること。

ロ この選択供給条件実施の際現に変更前の選択供給条件の深夜電力5（深夜電力）の適用を受けていること。

(2) 料金

料金は，基本料金，電力量料金および標準供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により，燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，標準供給条件において別に定める料金表【市場価格調整】3（市場価格調整額の差引きまたは加算）により，市場価格調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3（離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算）により，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，基本料金および電力量料金は，別に定める深夜電力料金表のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

6 第 2 深夜電力

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて、次のいずれにも適合するお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ 原則として毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要であること。

ロ この選択供給条件実施の際現に変更前の選択供給条件の深夜電力6（第2深夜電力）の適用を受けていること。

(2) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【市場価格調整】3（市場価格調整額の差引きまたは加算）により、市場価格調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3（離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算）により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお、基本料金および電力量料金は、別に定める深夜電力料金表のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

7 そ の 他

その他の事項については、次に定める場合を除き、標準供給条件の産業用電力にかかわる規定を準用するものといたします。

- (1) お客様が契約使用時間以外の時間に電気を使用し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について需給契約を解約することがあります。
- (2) 標準供給条件41（需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う料金および工事費の精算）に定める料金の精算については、適用いたしません。

附

則

(実 施 期 日)

この選択供給条件は，2026年11月 1 日から実施いたします。